

②田原市暴力団排除条例等に基づく表明・確約書

私（使用人を含む）は、令和8年1月17日（土）～令和8年3月31日まで開催される渥美半島菜の花まつり2026における伊良湖菜の花ガーデンに出店するにあたって、次に掲げる事項について相違ないことを表明し、確約します。

この表明・確約書に虚偽の記載をした場合は、出店の取り消しや撤去をすることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私（当店）の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

また、伊良湖菜の花ガーデンの安全を確保するため、警察等の関係機関に本書を提出することを了承します。

（各項目を確認して、□チェックすること。）

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

3 出店に際して以下の各号のいずれの行為も行いません。

- ① 暴力的要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
- ④ 他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- ⑤ 他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為

4 伊良湖菜の花ガーデン運営スタッフ及び警察官の指示には積極的に従い、伊良湖菜の花ガーデンの健全な運営に協力します。

令和7年 月 日

（一社）渥美半島観光ビューローフラワー部会長 様

営業品目 _____

店舗名 _____

住 所 _____

出店責任者氏名（自筆署名にて記入すること。）

電話番号 () -

携帯電話 () -